

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第75期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社鴨川グランドホテル

【英訳名】 THE KAMOGAWA GRAND HOTEL, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 健史

【本店の所在の場所】 千葉県鴨川市広場820番地
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 04(7094)5581(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 向後 昌志

【最寄りの連絡場所】 千葉県鴨川市広場839番地13

【電話番号】 04(7094)5581(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 向後 昌志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第2四半期累計期間	第75期 第2四半期累計期間	第74期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
営業収益 (千円)	1,048,872	1,174,138	2,388,827
経常損失(△) (千円)	△342,546	△364,374	△645,147
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△342,694	△230,928	△509,914
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	626,761	626,761	626,761
発行済株式総数 普通株式 (株) 優先株式 (株)	10,453,920 1,200,000	10,453,920 1,200,000	10,453,920 1,200,000
純資産額 (千円)	△310,879	△696,740	△466,424
総資産額 (千円)	6,671,713	6,303,658	6,584,662
1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△) (円)	△38.33	△25.83	△120.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 普通株式 (円) 優先株式 (円)	— —	— —	— —
自己資本比率 (%)	△4.8	△11.2	△7.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△293,126	△147,449	△374,258
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	33,587	△65,502	11,252
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,987	140,516	417,183
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	298,463	281,755	354,191

回次	第74期 第2四半期会計期間	第75期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.85	2.27

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書の提出日現在において当社が判断したものであります。

上場廃止に関するリスクについて

当社は、前事業年度に466百万円の債務超過となったことにより、上場廃止に係る猶予期間（2021年4月1日～2023年3月31日）に入っております。当社は、債務超過を解消すべく、事業収益構造改善のための諸施策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各諸施策を推進し、当該状況の解消・改善に取り組んでおりますが、2023年3月末までに債務超過の解消ができない場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に接触し、上場廃止となります。上場廃止となった場合、引き継ぎ事業の継続は可能なもの、資本調達手段が限定され当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、前事業年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人・団体需要の急減及びキャンセルが多発したことや、感染拡大防止の観点から主力ホテルを一時休業したことにより、売上高は大幅な減収となり、営業損失578百万円、経常損失645百万円、当期純損失509百万円を計上したため、466百万円の債務超過となったことに加えて、当第2四半期累計期間においても230百万円の四半期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当第2四半期会計期間末においても存在しております。

しかしながら、運転資金の効率的な調達のため、主要取引銀行との当座貸越契約の増額によって必要な資金枠を確保しており、当面の事業継続を行うための資金を有しております。また、事業収益構造改善と債務超過の早期解消による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の影響により極めて厳しい状況を余儀なくされました。また、このコロナウイルス感染症の終息はいまだ見えず、今後の経済活動・その他に及ぼす影響は極めて大きなものがあります。

リゾートホテル業界におきましては、この影響が直撃しております。

当社におきましても、2021年4月1日に政府より発令のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言を受け、個人・団体需要の急減及びキャンセルが多発したことや、感染症拡大防止の観点から平日を中心に主力ホテルの一時休館をしたことから、売上高は対前年同四半期比では増加したものの伸び悩み、多額の損失を計上することとなりました。

その結果、当第2四半期累計期間の営業収益は1,174百万円と前年同四半期と比べ125百万円（11.9%）の増収となったものの、営業損失330百万円（前年同四半期は293百万円の損失）、経常損失364百万円（前年同四半期は342百万円の損失）、四半期純損失230百万円（前年同四半期は342百万円の損失）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、営業収益は8百万円減少したものの、営業損失、経常損失に与える影響はありません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[ホテル関連]

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴う政府のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令を受け、主力施設である鴨川グランドホテルとホテル西長門リゾートにて、4月から平日を中心に休館日を設定いたしました。また、ビジネスホテルも外出自粛や移動制限に加え、渡航禁止措置によるインバウンド需要の蒸発により、売上高は対前年同四半期比では増加したものの大額な損失を余儀なくされました。

その結果、営業収益は885百万円と前年同四半期と比べ113百万円（14.7%）の増収となりましたが、セグメント損失（営業損失）は282百万円（前年同四半期は243百万円の損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は8百万円減少しましたが、セグメント損失（営業損失）は0百万円減少しております。

[リゾート関連]

当セグメントにおきましては、鴨川グランドタワー・ミスティイン仙石原共に、売上高は対前年同四半期比では増加したものの伸び悩み、大幅な損失を余儀なくされました。

その結果、営業収益は250百万円と前年同四半期と比べ5百万円（2.2%）の増収となりましたが、セグメント損失（営業損失）は3百万円と（前年同四半期は4百万円の損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、セグメント損失（営業損失）は0百万円増加しております。

[その他]

当セグメントにおきましては、リネン事業は新型コロナウイルスの影響により取引先の需要が弱く、売上高は対前年同四半期比では増加したものの大額な損失となりました。

その結果、営業収益は37百万円と前年同四半期と比べ6百万円（20.3%）の増収となりましたが、セグメント損失（営業損失）は12百万円（前年同四半期は15百万円の損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、セグメント損失（営業損失）は0百万円増加しております。

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ281百万円減少し、6,303百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ175百万円減少し、536百万円となりました。これは主に、現金及び預金が72百万円、未収入金が56百万円減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ105百万円減少し、5,767百万円となりました。これは主に、建物が86百万円減少したことによるものであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ158百万円減少し、4,473百万円となりました。これは主に、未払消費税等が134百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ108百万円増加し、2,526百万円となりました。これは主に、長期借入金が150百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ230百万円減少し、△696百万円となりました。これは主に、四半期純損失230百万円の計上によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ72百万円減少し、281百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は147百万円（前年同四半期は293百万円の支出）となりました。これは主に、税引前四半期純損失226百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は65百万円（前年同四半期は33百万円の収入）となりました。これは主に、有形固定資産61百万円の取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は140百万円（前年同四半期は257百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入200百万円があったことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

該当事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,600,000
A種優先株式	1,400,000
計	26,000,000

(注) 普通株式につき消却が行なわれたとき、又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行なわれたときは、これに相当する株式数を減することとしております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,453,920	10,453,920	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 であります。
A種優先株式	1,200,000	1,200,000	—	(注)
計	11,653,920	11,653,920	—	—

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 単元株式数は100株であります。

(2) 優先配当金

(優先配当金)

1 毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に剩余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、発行価額に100分の10を乗じた金額を上限として、当該A種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剩余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

(非累積条項)

2 ある営業年度においてA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌営業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3 A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき発行価額相当額を支払う。

② A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、株主に配当すべき利益をもってA種優先株式の一部又は全部を取得することができる。

(5) 議決権条項

A種優先株主は、当該優先株が資金調達を目的としていることから、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権

- ① A種優先株主は、2009年7月1日から2024年3月28日まで、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の50%から、当該取得請求がなされた営業年度において、その発行している優先株式の任意買入若しくは強制償還を既に行つたか、又は既に強制償還を実施する旨の決定を行つた分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部又は一部の取得請求をすることができ、取得請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく取得手続きを行うものとする。
- ② 前号の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- ③ 取得価額は、A種優先株式1株につき発行価額相当額とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

- ① 法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
- ② A種優先株主には新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 転換予約権

A種優先株主は、A種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件でA種優先株式と引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(9) 強制取得

- ① 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の取締役会で定める日（以下、「A種優先株式取得日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「A種優先株式取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。
- ② 前号の平均値が（ア）A種優先株式の発行に際して取締役会で定める上限取得価額を上回るとき、又は（イ）当該取締役会で定める下限取得価額を下回るときは、前号のA種優先株式と引換えに交付する株式は、A種優先株式1株の払込金相当額を、（ア）の場合には当該上限取得価額で、（イ）の場合には当該下限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 10,453,920 優先株式 1,200,000	—	626,761	—	498,588

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
鈴木初子	千葉県鴨川市西町	2,693	26.6
鈴木健史	東京都渋谷区広尾	1,267	12.5
株式会社大扇商事	千葉県鴨川市西町1140番地1	1,256	12.4
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,240	12.2
ちばぎんリース株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2	476	4.7
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2	476	4.7
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	320	3.2
鴨川共栄会	千葉県鴨川市広場820番地	118	1.2
株式会社千葉興業銀行	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号	100	1.0
柏尾基世	千葉県鴨川市大幡	60	0.6
計	—	8,009	79.0

(注) 上記のほか当社保有の自己株式1,512千株があります。

所有議決権数別

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権 数の割合(%)
鈴木初子	千葉県鴨川市西町	26,937	30.1
鈴木健史	東京都渋谷区広尾	12,673	14.2
株式会社大扇商事	千葉県鴨川市西町1140番地1	12,563	14.1
ちばぎんリース株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2	4,760	5.3
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2	4,760	5.3
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	2,400	2.7
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,200	1.3
鴨川共栄会	千葉県鴨川市広場820番地	1,187	1.3
株式会社千葉興業銀行	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号	1,008	1.1
柏尾基世	千葉県鴨川市大幡	600	0.7
計	—	68,088	76.2

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,200,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,512,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,940,700	89,407	同上
単元未満株式	普通株式 1,220	—	同上
発行済株式総数	11,653,920	—	—
総株主の議決権	—	89,407	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式99株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社鴨川グランド ホテル	千葉県鴨川市広場 820番地	1,512,000	—	1,512,000	13.0
計	—	1,512,000	—	1,512,000	13.0

第三者割当増資により発行した株式について

2004年9月28日第三者割当増資により発行した普通株式の取得者である鈴木初子・ちばぎんリース株式会社・ちばぎんコンピューターサービス株式会社・片岡健及びA種優先株式の取得者である株式会社千葉銀行・損害保険ジャパン株式会社との間において、割当株券の継続保有に関する取決めは行っておりません。

なお、当該株式について有価証券報告書提出日までの間に株式の移動は行われておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	354, 191	281, 755
売掛金	123, 386	109, 082
棚卸資産	※1 43, 244	※1 41, 481
未収入金	68, 480	11, 663
その他	122, 792	92, 717
貸倒引当金	△139	△123
流動資産合計	<u>711, 956</u>	<u>536, 577</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	10, 961, 906	10, 971, 870
減価償却累計額	△6, 754, 147	△6, 850, 503
建物（純額）	4, 207, 758	4, 121, 366
構築物	500, 350	500, 350
減価償却累計額	△462, 872	△463, 373
構築物（純額）	37, 478	36, 976
機械及び装置	238, 120	238, 120
減価償却累計額	△163, 515	△166, 984
機械及び装置（純額）	74, 605	71, 135
車両運搬具	8, 874	8, 874
減価償却累計額	△8, 046	△8, 145
車両運搬具（純額）	827	728
工具、器具及び備品	673, 095	677, 712
減価償却累計額	△592, 972	△599, 786
工具、器具及び備品（純額）	80, 122	77, 926
土地	1, 029, 636	1, 029, 636
リース資産	237, 904	227, 026
減価償却累計額	△140, 641	△145, 732
リース資産（純額）	97, 263	81, 293
建設仮勘定	1, 053	1, 053
有形固定資産合計	<u>5, 528, 745</u>	<u>5, 420, 117</u>
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	92, 469	93, 940
差入保証金	173, 005	173, 005
保険積立金	29, 450	32, 372
その他	26, 115	25, 561
貸倒引当金	△9, 464	△9, 464
投資その他の資産合計	<u>311, 576</u>	<u>315, 414</u>
固定資産合計	<u>5, 872, 705</u>	<u>5, 767, 080</u>
資産合計	<u>6, 584, 662</u>	<u>6, 303, 658</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,311	62,793
短期借入金	3,589,185	3,625,169
1年内返済予定の長期借入金	405,008	377,358
未払金	63,328	54,165
未払費用	166,364	184,811
未払法人税等	8,066	11,426
未払消費税等	145,812	11,045
賞与引当金	29,979	9,432
災害損失引当金	3,229	—
その他	192,026	137,284
流動負債合計	4,632,312	4,473,486
固定負債		
長期借入金	1,500,000	1,650,000
繰延税金負債	7,010	7,269
退職給付引当金	138,747	140,754
役員退職慰労引当金	30,071	30,071
長期預り保証金	425,000	421,641
その他	317,945	277,175
固定負債合計	2,418,774	2,526,912
負債合計	7,051,086	7,000,398
純資産の部		
株主資本		
資本金	626,761	626,761
資本剰余金	499,177	499,177
利益剰余金	△1,610,395	△1,841,323
自己株式	△5,321	△5,321
株主資本合計	△489,778	△720,706
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,594	17,206
評価・換算差額等合計	16,594	17,206
新株予約権	6,759	6,759
純資産合計	△466,424	△696,740
負債純資産合計	6,584,662	6,303,658

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	1,048,872	1,174,138
営業費用	※1 1,341,947	※1 1,504,826
営業損失（△）	△293,075	△330,688
営業外収益		
受取保険金	733	3,212
助成金収入	850	427
補助金収入	—	14,692
その他	6,372	6,784
営業外収益合計	7,955	25,116
営業外費用		
支払利息	56,608	58,377
その他	818	424
営業外費用合計	57,427	58,802
経常損失（△）	△342,546	△364,374
特別利益		
助成金収入	※2 154,801	※2 142,941
特別利益合計	154,801	142,941
特別損失		
固定資産除却損	891	5,279
臨時休業による損失	※3 135,446	—
業務委託契約解約損	15,000	—
特別損失合計	151,337	5,279
税引前四半期純損失（△）	△339,082	△226,711
法人税、住民税及び事業税	4,216	4,216
法人税等調整額	△604	—
法人税等合計	3,611	4,216
四半期純損失（△）	△342,694	△230,928

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失（△）	△339,082	△226,711
減価償却費	128,322	137,580
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2	△15
賞与引当金の増減額（△は減少）	31,136	△20,547
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,351	2,006
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△4,900	—
災害損失引当金の増減額（△は減少）	△21,818	△3,229
受取利息及び受取配当金	△1,148	△1,252
支払利息	56,608	58,377
助成金収入	△154,801	△142,941
固定資産除却損	891	5,279
臨時休業による損失	135,446	—
業務委託契約解約損	15,000	—
売上債権の増減額（△は増加）	△90,155	14,303
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,919	1,762
前払費用の増減額（△は増加）	△11,205	△7,742
未収入金の増減額（△は増加）	1,040	67,766
未収消費税等の増減額（△は増加）	△14,533	—
仕入債務の増減額（△は減少）	39,829	33,482
未払金の増減額（△は減少）	△2,702	△5,909
未払費用の増減額（△は減少）	2,067	18,504
未払消費税等の増減額（△は減少）	—	△134,767
前受金の増減額（△は減少）	△18,698	△19,091
預り金の増減額（△は減少）	2,696	2,246
預り保証金の増減額（△は減少）	△4,080	△3,358
その他	△8,752	10,665
小計	△256,267	△213,592
利息及び配当金の受取額	971	1,059
利息の支払額	△57,526	△60,700
助成金の受取額	146,956	134,217
臨時休業による損失の支払額	△118,827	—
法人税等の支払額	△7,828	△8,433
法人税等調整額	△604	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△293,126	△147,449

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△57,840	△61,981
固定資産の売却による収入	94,949	—
投資有価証券の取得による支出	△599	△599
その他	△2,921	△2,921
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,587	△65,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	55,984	35,984
長期借入れによる収入	300,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△77,650	△77,650
自己株式の売却による収入	596	—
新株予約権の発行による支出	△594	—
リース債務の返済による支出	△20,348	△17,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	257,987	140,516
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,550	△72,436
現金及び現金同等物の期首残高	300,013	354,191
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 298,463	※1 281,755

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第2四半期会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、テナント等における一部の収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減して、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の営業収益及び営業費用が8,351千円それぞれ減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28—15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
商品	6,971千円	7,518千円
原材料及び貯蔵品	36,272千円	33,963千円

(四半期損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料手当	234,910千円	295,047千円
雑給	134,447千円	188,760千円
料理原材料	89,529千円	99,256千円
賃借料	120,697千円	124,894千円

※2 助成金収入の内容は、次のとおりであります。

前第2四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金であります。

当第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金であります。

※3 臨時休業による損失の内容は、次のとおりであります。

前第2四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

新型コロナウイルス感染症拡大防止により、休業に伴い発生した休業中の人件費及び減価償却費等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	298,463 千円	281,755 千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	— 千円	— 千円
現金及び現金同等物	298,463 千円	281,755 千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、四半期純損失を計上したことにより、当第2四半期会計期間末において、利益剰余金が△1,443,175千円となっております。

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、四半期純損失を計上したことにより、当第2四半期会計期間末において、利益剰余金が△1,841,323千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期損益 計算書 計上額 (注3)
	ホテル関連	リゾート 関連	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	772,452	245,305	1,017,758	31,114	1,048,872	—	1,048,872
セグメント損失(△)	△243,264	△4,698	△247,962	△15,715	△263,678	△29,396	△293,075

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リネン事業及び清掃事業等を含んでおります。

2 セグメント損失(△)の調整額△29,396千円は、各報告セグメントに配分していない本社部門の費用であります。

3 セグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期損益 計算書 計上額 (注3)
	ホテル関連	リゾート 関連	計				
営業収益							
顧客との契約から生じる収益	885,996	250,700	1,136,697	37,441	1,174,138	—	1,174,138
外部顧客への営業収益	885,996	250,700	1,136,697	37,441	1,174,138	—	1,174,138
セグメント損失(△)	△282,900	△3,578	△286,478	△12,104	△298,582	△32,105	△330,688

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リネン事業及び清掃事業等を含んでおります。

2 セグメント損失(△)の調整額△32,105千円は、各報告セグメントに配分していない本社部門の費用であります。

3 セグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期累計期間の「ホテル関連」の営業収益は8,351千円減少、セグメント損失(△)は90千円減少し、「リゾート関連」のセグメント損失(△)は80千円増加し、「その他」のセグメント損失(△)は10千円増加しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前年事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前年事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△38円33銭	△25円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(千円)	△342,694	△230,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△342,694	△230,928
普通株式の期中平均株式数(株)	8,940,357	8,941,821
希薄効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社鴨川グランドホテル

取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員 業務執行社員	公認会計士 本橋 雄一
代表社員 業務執行社員	公認会計士 古川 光夫

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鴨川グランドホテルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鴨川グランドホテルの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。